○**文部科学省告示第百八十八号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	富田林市富田林町一六―四

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　富田林市富田林伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 倉 主屋	一棟 一棟	富田林市富田林町一二―三六 富田林市富田林町一二―三六

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	吉良川町甲二四〇三

○**文部科学省告示第百八十九号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	恵那市岩村町三六四

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 主屋 納屋	一棟 一棟	東近江市五個荘金堂町二〇二番地 東近江市五個荘金堂町二〇二番地

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 離れ 主屋 土蔵 離れ 主屋	一棟 一棟 一棟 一棟 一棟	倉吉市堺町一丁目九〇一―一 倉吉市研屋町二五一〇 倉吉市魚町二五六三 倉吉市魚町二五六三 倉吉市西仲町二六三二―二

○**文部科学省告示第百九十号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　川越市川越伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物 倉庫 店棟 店棟 店棟 店棟 渡廊下 稲荷社 主屋 倉庫	一棟 一棟 一棟 一棟 一棟 一棟 一棟 一棟 一棟 一棟	川越市幸町十五番地三 川越市幸町一一番地二 川越市幸町一一番地二 川越市幸町三番地一一 川越市幸町一一番地一 川越市幸町一一番地二 川越市幸町一一番地二 川越市幸町八番地六 川越市幸町八番地六

○**文部科学省告示第百九十一号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子